

病床の整備計画の公募について

千葉県 健康福祉部医療整備課医療指導班
電話番号：043-223-3884
メール：iryou-b@mz.pref.chiba.lg.jp

【本日御意見をいただきたいこと】

「令和5年度の病床配分について」を踏まえ、病床の配分に向けた御意見をいただきたい。

令和5年度の病床配分について

1 配分する病床数

◇ 一般病床・療養病床（二次保健医療圏別）

項目 医療圏	令和4年度 配分可能病床数 A	令和4年度 配分病床数 B	不足病床数 (B - A)
千葉	204	204	0
東葛南部	1,259	800	▲ 459
東葛北部	1,071	847	▲ 224
計	2,534	1,851	▲ 683

※ 上記不足病床数については、令和4年度の病床配分時点での病床数であり、実際の病床配分においては、基準病床数と既存病床数を比較した上で算定を行うため、今後、変更する見込みです。

【配分理由】

千葉県保健医療計画の中間見直しにより実施した、令和4年度分の病床配分については、1,851床の配分を決定したが、東葛南部、東葛北部の二次保健医療圏では、配分してもなお不足病床を満たさなかったことから、2保健医療圏については、令和5年度についても病床配分を行うこととする。

2 病床配分方針

○一般病床及び療養病床

- (1) 病床の配分に当たっては、千葉県保健医療計画（令和4年1月改定）における医療提供体制の整備方策との整合性を図る必要がある。
- (2) 具体的には、二次保健医療圏（地域医療構想における構想区域）ごとに不足する病床機能を担う病床であることを原則とし、地元市、地区医師会及び地域医療構想調整会議等の意見を考慮し、下記の優先順位により、基準病床数の範囲内で配分を行う。

ただし、不足する病床機能以外の機能の病床を整備しようとする場合において、書面によりその理由等が明確にされた病床の整備計画については、配分について配慮する。
- (3) 医療法第7条第3項の規定により、知事の許可を受けなければならないとされている有床診療所についても病床配分の対象とする。
- (4) 令和7年12月末までの整備又は着工を条件とする。

【優先順位】

千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策に沿う次の病床について、優先して配分を行う。

- ア 地域医療構想の各構想区域において不足している医療機能に係る病床 ※
- イ その他、千葉県保健医療計画の実現に向けて必要な病床

※ 病床機能報告結果等による当該区域の機能別病床数と必要病床数を比較して、不足している医療機能にかかる病床のこと。

3 病床配分の今後のスケジュール

令和5年7月14日	医療審議会病院部会で配分方針等を審議
8月初旬	配分希望事業者の公募開始
8月下旬	配分希望事業者の公募終了
秋以降	県による事業計画ヒアリング
令和6年 1月頃	医療審議会病院部会の審議を経て知事が病床配分決定

<地域医療構想調整会議>

- ・ 7月中旬～
 - ・ 9月下旬～10月中旬頃
 - ・ 令和6年1月頃～
- 配分方針の説明
 - 応募結果の説明
 - 配分結果の報告

令和3年度病床機能報告

(単位：床)

区域	医療機能	必要病床数	病床機能報告	差し引き
		A	B	B-A
東葛南部	高度急性期	1,376	1,661	285
	急性期	4,783	5,900	1,117
	回復期	4,072	1,844	△ 2,228
	慢性期	2,779	1,899	△ 880
東葛北部	高度急性期	1,386	2,077	691
	急性期	4,227	4,482	255
	回復期	3,647	1,241	△ 2,406
	慢性期	2,439	1,879	△ 560
二医療圏計	高度急性期	2,762	3,738	976
	急性期	9,010	10,382	1,372
	回復期	7,719	3,085	△ 4,634
	慢性期	5,218	3,778	△ 1,440